

農業後継者の修学を支援

～就農5年で奨学金返還の債務を免除～

広野町の農業振興と農業後継者を確保するため、その修学に必要な資金(奨学金)を貸付けし、農業経営の安定と優れた農業担い手の育成を図ることを目的に、広野町農業次世代人材育成奨学金貸付条例を制定しました。この申請に関する詳細は、産業振興課までお問い合わせください。

【問】 産業振興課 ☎0240-27-4163

広野町農業次世代人材育成奨学金貸付条例の概要

施行期日	平成30年4月1日		
貸付対象	条 件 (①～④のいずれにも該当する者)		
	①広野町に住所を有する者の子弟で、高等学校または農業関係の大学等に進学した者		
	②将来、広野町で就農し、農業専業農家になろうとする者		
	③心身ともに健康で、将来、農業経営者または補助者としてふさわしい資質を有する者		
	④広野町ならびに国、県または他の団体から同種類の奨学金の貸与または給与を受けていない者		
対象学種	高等学校	大学等	福島県農業総合センター農業短期大学校または道府県農業大学校等
貸付金額	月額 10,000円	月額 40,000円	月額 15,000円
貸付方法	四半期ごとに年4回		
返還方法	卒業の月の1年後から10年以内に貸付けを受けた奨学金の全額を半年賦で返還		
返還利息	無 利 息		
返還猶予	条 件		年 数
	(1)就農したとき		5 年
	(2)農業以外の職に就いたとき、その他特別の事由があると認められたとき。 (・就農に必要な専門知識及び技術取得等を目的に就学または農業以外の職に就いたとき。 ・就農を目的に公的施設または海外等で研修を受けるとき。 ・その他特別な事由の全てが就農目的であると認められるとき。)		3 年
返還免除	条 件		内 容
	就農から引き続き5年間農業に基幹的に従事したとき、若しくは農業経営の補助者として従事したとき。		奨学金返還の債務を免除
返還金減免	条 件		内 容
	(1)本人が死亡したとき。		全 額
	(2)就農後5年以内に農業以外の職に就いたとき。 【例】大学4年間の間、奨学金を借り受けた者が、就農後3年で農業以外の職に就いた場合の減免額と返還金 月額 40,000円 × 4年間の月数 48月 = 1,920,000円 (借受額) 就農月数 36月 ÷ 60月 × 借受額 1,920,000円 = 1,152,000円 (減免額) ⇒ 返還金は、768,000円		一 部
(3)災害その他特別の事由により返還が困難と認められるとき。		一部または全額	